

# 和歌山工業高等専門学校運営委員会規則

制 定 平成 5 年 1 月 2 6 日

最近改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

**第 2 条** 委員会は、校長の諮問に応じ、本校の円滑な運営を図るため、次の重要事項について具体的方策を審議する。

- 一 学生の入学（入学者選抜に関するを含む。）及び卒業に関すること。
- 二 学生の教育及び生活に関すること。
- 三 学寮に関すること。
- 四 各学科及び総合教育科並びに専攻科の運営に関すること。
- 五 中期目標・中期計画に関すること。
- 六 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- 七 予算に関すること。
- 八 施設及び設備に関すること。
- 九 その他、学校運営に関すること。

2 委員会は、特に必要ある場合は、各専門委員会等の意見を聴することができる。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 学科主任及び総合教育科主任
- 六 メディアセンター長
- 七 地域共同テクノセンター長
- 八 事務部長
- 九 校長が必要と認めた者

(会議)

**第 4 条** 委員会は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故あるときは、副校長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

**第 5 条** 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事)

**第 6 条** 委員会に幹事を置き、総務課長及び学生課長をもって充てる。

(会議の事務)

**第7条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める

**附 則**

この規則は、平成5年1月26日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成10年12月2日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成13年12月12日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成14年6月5日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。